## 議案第11号

## 和解について (こども青少年局関係)

使用借権確認請求事件について、次のとおり和解をする。

## 第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 社会福祉法人 鶴満寺慈光園 被告 大 阪 市 2 大 阪 地 方 裁 判 所 平成28年(ワ)第3163号 使用借権確認請求事件	本市は、北区長柄中1丁目1番15及び1番17の市有地の一部(以下「本件土地」という。)を保育所(以下「本件保育所」という。)の敷地の一部として使用している原告に対し、本件土地に係る事業用定期借地権設定契約の締結について協議を行うよう申し入れたところ、原告は、本件土地については、本市との間で本件土地を保育所用地として建物を所有することを目的とする期限の定めのない使用貸借契約を締結しているとして、本市に対し、本件土地について原告が使用借権を有することの確認を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

## 第2 和解の要旨

- 1 本市は、原告に対し、本件土地を原告に無償で貸与して本件保育所の増築がな されるに至った経緯を踏まえることなく、本件土地の貸与に係る新たな契約締結 に際して不適切な対応を行ったことを陳謝する。
- 2 本市及び原告は、本件土地について、使用貸借期間を30年間とし、原告が本件 土地上の建物で保育所を営むことを目的とする使用貸借契約を締結する。
- 3 前項の期間が満了した場合において、原告が前項の使用目的を遵守しており、 かつ、原告から本市に対し、使用貸借期間を20年間として、使用貸借契約を更新 する申出があったときは、原告の本件土地の使用目的の公益性及び公共性に鑑み、 本市は誠実に協議に応じる。
- 4 前項の規定により使用貸借契約が更新され、その更新された期間が満了した場合において、原告が第2項の使用目的を遵守しており、かつ、原告から本市に対

し、使用貸借期間を10年間として、使用貸借契約を更新する申出があったときは、 原告の本件土地の使用目的の公益性及び公共性に鑑み、本市は誠実に協議に応じ る。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

使用借権確認請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。